

防水改修工事	1 降雨等に対する養生方法(とい共) ※改修標仕 3.1.3(5)(ア)～(ケ)による 既存防水の処理	[3.1.3]	2 外壁改修工事	1 ひび割れ部改修工法 ・コンクリート打放し 仕上げ ・モルタル塗り仕上げ ・タイル張り仕上げ	※樹脂注入工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.4] 注入工法の種類 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入間隔(mm) ※ 200～300 注入量(cc/m) ※ 200～300	3 建具改修工事	1 改修工法 ・かぶせ工法 新規に建具を設ける場合、壁部分の開口の開け方及び周囲の補修工法並びにその範囲は、図示による	[5.1.3]							
	既存保護層の撤去 既存防水層の撤去 露出外層表面の仕上げ塗装除去	・行う(範囲・図示による) ・行わない ・行う(範囲・図示による) ・行わない ・行う(・M4AS・M4ASⅠ・M4C・M4DI・L4X) ・行わない	[3.2.3～4] [3.2.6]	コア抜取り検査 ・行う ※行わない	・適用する(図示による) ・適用しない	2 防火戸	・撤去工法 図示による	[5.1.4]							
	3 既存防水層の下地補修	補修箇所の形状、長さ、数量等 ※図示による	[3.2.6]	・リカットシール材充填工法 充填材料 ・シーリング材 ・可とう性エポキシ樹脂	[4.1.4] [4.2.2] [4.3.5]	3 アルミニウム製建具	・アルミニウム製建具 種別 外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 遮音性の等級() 断熱性の等級()	[5.2.2～4] [表5.2.1～2]							
	4 アスファルト防水	施工箇所 [表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3～表3.3.10]	防水改修工法の種類 新規防水層の種別	・シール工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.6]	4 樹脂製建具	・樹脂製建具 種別 外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 遮音性の等級() 断熱性の等級()	[5.3.2～4] [表5.3.1～3]								
	屋根保護(露出)防水断熱材の厚さ ※25 材質()	[3.3.2]	屋根保護(露出)防水断熱材の厚さ ※25 材質()	※充填工法 材料 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル	[4.1.4] [4.2.2] [4.3.3] [4.3.7]	5 網戸等	・網戸等 種別 外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 遮音性の等級() 断熱性の等級()	[5.2.3]							
	防水立上り部の保護の方法 乾式保護材(性能は建築材料等品質性能表による) セメントれんが ・()	[3.3.2～3] [3.3.5] [表3.3.3～表3.3.10]	施工箇所 [表3.1.1] [3.4.2～3] [表3.4.1～3]	2 欠損部改修工法 ・コンクリート打放し 仕上げ ・モルタル塗り仕上げ ・タイル張り仕上げ	[4.1.4] [4.2.2] [4.3.6]	6 鋼製建具	・鋼製建具 種別 外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 遮音性の等級() 断熱性の等級()	[5.4.2～4] [表5.4.1～2]							
	5 改質アスファルトシート防水	施工箇所 [表3.1.1] [3.4.2～3] [表3.4.1～3]	工法 新規防水層の種別 仕上塗料	3 浮き部改修工法 ・モルタル塗り仕上げ ・タイル張り仕上げ	[4.1.4] [4.10.10～15] [表4.4.3～4]	7 鋼製軽量建具	・鋼製軽量建具 種別 外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 遮音性の等級() 断熱性の等級()	[5.5.2～4] [表5.5.1]							
	6 合成高分子系ルーフィングシート防水	施工箇所 [表3.1.1] [3.5.2～3] [表3.5.1～2]	工法 新規防水層の種別 仕上塗料	4 モルタル塗替え アンカーピン 注入口付アンカーピン ボリマーセメントスラリー	[4.2.2]	8 ステンレス建具	・ステンレス建具 種別 外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 遮音性の等級() 断熱性の等級()	[5.6.3]							
	7 塗膜防水	施工箇所 [表3.1.1] [3.6.3] [表3.6.1～2]	工法 新規防水層の種別 仕上塗料	モルタル 吸水調整材 既製目地材	[4.2.2] [4.4.9]	9 木製建具	・木製建具 種別 外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 遮音性の等級() 断熱性の等級()	[5.6.4]							
	既存塗膜防水表面の仕上げ塗装(L4X工法) ・除去する(・ティッキラシで水洗い ※高压水洗浄)	[3.2.6]	施工箇所 [3.3.3] [3.4.3] [3.5.3]	5 タイル張り タイルの種類 施工箇所 形状寸法 吸水率による区分 I類 II類 III類 施釉無釉有 標準 特注 化タイル 備考	[4.2.2]	10 建具用金物	・マスターキー ・製作する(・新規 ・既存に合わせる) ・製作しない	[5.7.2～4] [表5.7.1～2]							
	8 脱気装置	※主材料製造所の指定する製品 材質 ※改修標仕表3.8.1による ・図示による	[3.8.2] [表3.8.1]	試験張り ・行う ※行わない 見本焼き ・行う ※行わない		11 重量シャッター	・重量シャッター 種類 シャッター ケース 耐風圧性能 開閉形式 備考	[5.10.2～4]							
	9 ルーフドレン	・設ける(POAS, POASI, POD, PODI, POS, POSI, POX工法の場合) 主材料製造所の指定する製品	[3.2.5]	・タイル部分張替え工法 張付け材料の種類 ※ボリマーセメント モルタル 性能は建築材料等品質性能による タイル張りの工法 外装タイル ・密着張り・改良圧着張り 外装ユニットタイル ・マスク張り・モザイクタイル張り ・有機系接着剤 JIS A 5557「外装タイル張り用有機系接着剤」による 裏あし高さ、裏面回り()、使用量(kg/m ²)	[4.5.7～8]	12 軽量シャッター	・軽量シャッター 種類 シャッター ケース 耐風圧性能 開閉形式 備考	[5.11.2～4]							
	10 改修用ドレン	11 シーリング	シーリング改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 ・ボンドレーラー張り ・エッジング板張り 施工箇所 シーリング材の種類(記号)	[3.1.4] [表3.1.2]	6 下地処理 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 材料 ・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・塗膜剥離工法 ・水洗い工法	[4.6.3]	表面の材種 生地、透明塗料塗り 不透明塗料塗り 板面の品質 接着の程度 天然木 樹種名 化粧合板 特殊加工 化粧合板 表面性能 接着の程度 表面板の厚さ ※標示表16.7.6による	[5.6.5]							
	12 とい	接着性試験 ・簡易接着性試験 ・引張接着性試験(部位) ・2面接着する範囲 ※「金属と金属」及び「金属とガラス」 ・()	[3.7.8]	7 仕上塗材上げ ・薄付け仕上塗材 呼び名 仕上げの形状 工法 備考	[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4]	13 アルミニウム製笠木	部材の種類 ・押出し250形 ・押出し300形 ・板折り曲げ形(本体幅(mm))(),板厚(mm)※2 表面処理 表面処理の種類 笠木の下地処理 ・行う 行う場合の工法 ※図示による ・()	[3.9.2] [表3.9.1]	14 防水施工壁標	※表示する ・適用しない ※表示内容は監督員と協議による	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1	建築士事務所名 設計者氏名	工事名称 印	図面名称 建築改修工事特記仕様書(1)	図面番号
	15 その他	施工箇所 種別 材種 径 施工箇所 たてどい ・配管用鋼管 ・硬質ポリウレタン管() ・ステンレス鋼板 軒どい とい受金物・ステンレス製 防露 ※改修標仕表3.8.3による	[3.8.2] [表3.8.1]	8 下地調整 ※下地調整塗材を使用 ・ポリマーセメントモルタルを使用 ・防水形仕上げ塗材主材を使用	[4.6.3～4]	16 その他	電動式の場合の電源 ※三相 200V 0.75kW以下(過電流保護装置付) 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3302 ※単相 100V (過電流保護装置付) 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む 電動式の場合 ※表示する ・適用しない ※表示内容は監督員と協議による	[5.11.2～4]							
	17 その他	施工箇所 部材の種類 ・押出し250形 ・押出し300形 ・板折り曲げ形(本体幅(mm))(),板厚(mm)※2 表面処理 表面処理の種類 笠木の下地処理 ・行う 行う場合の工法 ※図示による ・()	[3.9.2] [表3.9.1]	9 仕上塗材における防火材料の指定 ・仕上塗材 呼び名 仕上げの形状 工法 備考	[4.2.2]	18 その他	電動式の場合の電源 ※三相 200V 0.75kW以下(過電流保護装置付) 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3312 ※単相 100V (過電流保護装置付) 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む 電動式の場合 ※表示する ・適用しない ※表示内容は監督員と協議による	[5.11.2～4]							
	19 その他	施工箇所 部材の種類 ・押出し250形 ・押出し300形 ・板折り曲げ形(本体幅(mm))(),板厚(mm)※2 表面処理 表面処理の種類 笠木の下地処理 ・行う 行う場合の工法 ※図示による ・()	[3.9.2] [表3.9.1]	10 仕上塗材 ・薄付け仕上塗材 呼び名 仕上げの形状 工法 備考	[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4]	20 その他	電動式の場合の電源 ※三相 200V 0.75kW以下(過電流保護装置付) 工事範団 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3312 ※単相 100V (過電流保護装置付) 工事範団 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む 電動式の場合 ※表示する ・適用しない ※表示内容は監督員と協議による	[5.11.2～4]							
	21 その他	施工箇所 部材の種類 ・押出し250形 ・押出し300形 ・板折り曲げ形(本体幅(mm))(),板厚(mm)※2 表面処理 表面処理の種類 笠木の下地処理 ・行う 行う場合の工法 ※図示による ・()	[3.9.2] [表3.9.1]	11 重量シャッター ・複層仕上塗材 呼び名 仕上げの形状 工法 備考	[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4～5]	22 その他	電動式の場合の電源 ※三相 200V 0.75kW以下(過電流保護装置付) 工事範団 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3312 ※単相 100V (過電流保護装置付) 工事範団 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む 電動式の場合 ※表示する ・適用しない ※表示内容は監督員と協議による	[5.11.2～4]							
	23 その他	施工箇所 部材の種類 ・押出し250形 ・押出し300形 ・板折り曲げ形(本体幅(mm))(),板厚(mm)※2 表面処理 表面処理の種類 笠木の下地処理 ・行う 行う場合の工法 ※図示による ・()	[3.9.2] [表3.9.1]	12 軽量シャッター ・複層仕上塗材 呼び名 仕上げの形状 工法 備考	[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4～5]	24 その他	電動式の場合の電源 ※三相 200V 0.75kW以下(過電流保護装置付) 工事範団 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3322 ※単相 100V (過電流保護装置付) 工事範団 一次側配線は別途工事とし、開閉機器以降の二次側配線は本工事に含む 電動式の場合 ※表示する ・適用しない ※表示内容は監督員と協議による	[5.11.2～4]							

内装改修工事	28 カーテン	<p>・再使用する ・新設する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>開閉操作</th><th>ひだの種類</th><th>まれ地の種別 品質、特殊加工</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・シングル ・ダブル</td><td>・片引き ・引分け</td><td>※ 手引き ・ひも引き ・電動</td><td>・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・ブレーンひだ、片ひだ</td></tr> </tbody> </table> <p>[2.3.1] [5.1.6] (20.2.14) (表20.2.1)</p>	形式	開閉操作	ひだの種類	まれ地の種別 品質、特殊加工	・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	※ 手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・ブレーンひだ、片ひだ	7 環境配慮 (グリーン) 改修工事	※ 福島県吹き付けアスベスト改修工事共通仕様書による。 とりこわし工事に先立ち、石綿含有吹付け材の除去工事を行う。 ※ 除去処理 ・封じ込め処理	1 石綿含有吹付け 材の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理工法</th><th>施工場所</th></tr> </thead> </table> <p>建築物などの保全技術・技術審査明事業により証明された業者及び工法とする。</p>	処理工法	施工場所		
形式	開閉操作	ひだの種類	まれ地の種別 品質、特殊加工															
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	※ 手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・ブレーンひだ、片ひだ															
処理工法	施工場所																	
29 カーテンレール	<p>・再使用する ・新設する</p> <p>材質 ※ アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成形板（アルマイト仕上げ） 形状 ・角形</p> <p>[5.1.6]</p>	分析による石綿含有調査	※ 行う	・行わない														
30 カーテンボックス	<p>・再使用する ・新設する</p> <p>材質 アルミニウム製既製品 (・シルバー・着色)</p> <p>[5.1.6]</p>	※ 測定点 (図示による)	・監督員との協議による															
31 コーナーピート (壁ボード出隅 保護金物)	<p>材質 ※ アルミニウム押出形材差込型</p> <p>※ シルバー</p> <p>・焼付</p> <p>・コーナー保護金物付きジョイントテープ</p>	※ プラスチック2重袋による密封処理	[9.1.3(2)(イ)]															
32 天井見切縁	<p>材質 ・アルミニウム押出形材</p> <p>施工箇所 ※ 図示による</p> <p>※ 塩化ビニル製</p>	・()															
33 点検口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>材種</th><th>寸法</th><th>形式</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井</td><td>・アルミニウム製</td><td>・450角 ・600角</td><td>・一般形</td><td rowspan="2">・鍵付き</td></tr> <tr> <td>床</td><td>・アルミニウム製目地 ・ステンレス鋼製目地</td><td>・450角 ・600角</td><td></td></tr> </tbody> </table>	形式	材種	寸法	形式	備考	天井	・アルミニウム製	・450角 ・600角	・一般形	・鍵付き	床	・アルミニウム製目地 ・ステンレス鋼製目地	・450角 ・600角		石綿含有成形板の種類等	[9.1.5]	
形式	材種	寸法	形式	備考														
天井	・アルミニウム製	・450角 ・600角	・一般形	・鍵付き														
床	・アルミニウム製目地 ・ステンレス鋼製目地	・450角 ・600角																
		・化粧せっこうボード ・ビニル床タイル	・9.5 ・2.0															
塗装改修工事	1 材料	<p>ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆</p> <p>防火材料</p> <p>※ 屋内の壁、天井の塗装仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする ・次の箇所を除き防火材料とする (箇所:)</p>		※ 石綿含有建材の除去工事にあたっては、元請けとして特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに石綿予防規則関係法令に従い、適切に施工すること。ただし、石綿含有成形板の処理工事を除く。 特別管理産業廃棄物責任者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の第8項に基づく配置技術者 なお、主任技術者・監理技術者であることを要しない。	2 石綿含有成形板 の処理等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>厚さ(mm)</th><th>備考</th></tr> </thead> </table>	種類	厚さ(mm)	備考									
種類	厚さ(mm)	備考																
2 下地調整	図示による	3 特別管理産業 廃棄物管理責任者																
3 鍍止め塗料塗り	図示による	4 断熱材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>種別</th><th>厚さ(mm)</th><th>施工箇所</th></tr> </thead> </table>	種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所											
種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所															
4 塗装	図示による	外断熱及び断熱材打込み工法	[9.3.2] [9.5.2]															
耐震改修工事 共通事項	1 (一般事項) 適用範囲	<p>工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 鉄骨プレースの設置工事 柱補強工事 (溶接合巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) 柱補強工事 (連続繊維補強工法) 耐震スリット新設工法 免震改修・制震改修工事 		既存外壁の処置	下地面の清掃	・行う												
	2 施工数量調査	<p>工事種別</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修) 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取り戻し、撤去 (下地の一部又は全てを含む)、構造体のはつり) 鉄筋工事 あと施工アンカー工事 コンクリート工事 鉄骨工事 グラウト工事 連続繊維補強工事 スリット新設工事 免震改修・制震改修工事 			下地面欠損部の改修工法	()												
	3 各工事	各工事については、別紙による。			通気層	・有 (厚さ)	・無											
	4 圧縮強度試験	公的機関でコンクリートの材齢28日圧縮強度試験を行う建築物・その部位等			・断熱材現場発泡工法	[9.5.3]												
	5 コンクリート貫通 ・はつり・穿孔	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物名</th><th>部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 車体</td><td>・()</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。</p>			建築物名	部位	※ 車体	・()	・A種1	厚さ(mm)	施工箇所							
建築物名	部位																	
※ 車体	・()																	
6		・A種2	・25	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフドレン廻りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所														
		・A種3	・															
		・B種1																
		・B種2																
<p>福島県建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 ○〇市××町△△△1-1</p> <p>設計年:令和〇〇年〇〇月</p>																		
<p>福島県建築関係工事特記仕様書</p>			建築士事務所名		工事名称													
			設計者氏名	印	図面名称	建築改修工事特記仕様書(3)	図面番号											

11 現場環境改善(快適トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、屎尿処理装置付き含む) (3) 良い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し良い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き設備機能(耐荷重5kg以上) <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 摘音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 感などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせて提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>		13 準備期間確保工事
	2 設置に要する費用	<p>準備期間確保工事における事務処理要領</p> <p>この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(○○日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事試行要領</p> <p>この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>		
12 特別措置に基づく市場単価の補正	1 内容			
	2 基準			
福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市×町△△△1-1	建築士事務所名	工事名称
設計年:令和〇〇年〇〇月		設計者氏名	印	図面名称
				建築改修工事特記仕様書(5)
				図面番号